

それでは、計画の基本的な考え方というところで審議をしていきたいと思います。まず計画の体系から始めたいと思います。計画の体系については2枚用意されておりまして、変更のあったところを事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

計画の体系案の変更についてご説明いたします。まず資料1と2をご覧ください。

本日まで、4回の男女共同参画プラン審議会を開催し審議された内容は、基本理念については固まりましたが、目標の次の施策の方向までの審議をいただいているところでございます。また、基本理念の「市民と行政との協働」については、審議会の意見で、体系図に協働についての記述がないため言葉だけの実態のない基本理念になってしまうとのご指摘もありました。施策の方向に「市民と行政との協働」の記述を入れたらいいとのご意見もいただきました。4つの基本理念全ては、目標、施策の方向等の一つひとつの言葉の記述はなくとも全体に含まれているものであると説明してきました。また、計画の推進については、特に「市民と行政との協働」により、計画の推進を図っていくものと説明してきております。

審議会での今までの審議も踏まえ、もう一度、目標からの体系について見直しを行いました。この体系案の見直しにつきましては、現在策定中の国の第三次男女共同基本計画の中間報告のまとめが、4月に出されたことも参考といたしました。また、区市町村においても男女の基本計画の改訂期ともなっているため、新しい計画が策定されていることなども参考としております。また、第1期から3期の推進委員会の評価、提言など、また昨年6月に実施された、男女平等に関する市民意識調査等、また、この4月より、先ほどご紹介にありました契約をしておりますコンサルと共に、現プラン「あきしまジェス 21」の整理・分析を行ってきております。これらを参考にしながら、改めて体系案の見直しを行いました。

体系案の変更につきましては、全体では目標と施策の方向について一部入れ替えを行い、新たな目標Ⅳに「男女共同参画の総合的推進」を掲げ、目標の外にあった「計画の推進」を目標の中へ入れました。ここが大きな変更になります。審議会の意見でも、市民との協働で進める「計画の推進」が見えにくいとのご指摘もいただきました。今回のプランには、市民との協働による計画の推進を図るためにも、「計画の推進」を目標の中に入れて主要施策に（1）「市民との協働による計画の推進」を見えやすくし、市民と行政との連携と協働のもと計画の推進を図りたいと考えました。

そして、この目標Ⅳの「男女共同参画の総合的推進」に1. 政策・方針決定過程への男女の参画、2. 地域社会への男女の参画、3. 計画の推進として、さらなる推進を図るものを集めました。目標Ⅳを掲げることにより、目標Ⅰを「人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり」とし、今までの目標Ⅰと目標Ⅱ「男女平等意識を育む社会づくり」を合わせました。この目標Ⅰの変更につきましては、男女共同参画社会の形成のためには、一人ひとりが男女共同参画の考え方を意識することがとても重要と考え、人権の尊重の上に男女の平等感が形成され、密接に関わりあうものと考えて一緒にいたしました。

まず、体系図について目標Ⅰからご説明いたします。まず、目標Ⅰについてですが、「人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり」とし、1. 人権が尊重される社会づくり 2. 男女平等意識の醸成 3. 男女平等教育・学習の推進 としました。

1. の主要施策に（1）に「人権意識の育成」、（2）に、前は国際社会への対応でしたが、「多文化

共生社会の場での男女共同参画社会の推進」といたしました。この変更につきましては、男女共同参画の観点から、外国人をもてなす「国際交流」ではなく、地域社会の一員として迎え入れる、主体的な行動を促す「多文化共生」の考えを取り入れたことからです。

2. 「男女平等意識の醸成」は、(1)に「男女共同参画に関する啓発」を入れました。地域における男女共同の意識については、情報誌や男女共同参画に関係するものが浸透されていないため、さらなる啓発に力を入れていきたいと考えました。男女共同参画についての市民の理解を深めるため、啓発活動、情報提供を行います。(2)には、「メディア・リテラシーの向上」を「メディアにおける男女平等意識の形成」といたしました。広報など市の発行物などに男女共同参画の視点にたった情報提供、啓発を推進します。「メディア・リテラシーの向上」は、この下の施策に入れることといたしました。

3. 男女平等教育・学習の推進。(1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進、(2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進、(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進です。それぞれの「場」の言葉をくわえました。また、教育・学習の推進ということで集めました。「幼稚園・保育園の場における」の「場」という言葉を入れたのは、庁内検討委員会におきまして、対象がわかりづらいという意見もあり、その施設にいる、幼児、児童、指導的立場にある方など、あらゆる場面で学習推進していくとの考えから、わかりやすく「場」をいう言葉を入れました。

目標Ⅱにつきましては、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」。施策の方向の1. 「配偶者等からの暴力の防止」を「あらゆる暴力の防止」に変更いたしました。こちらは今まで目標Ⅳにあったものを、そのまま目標Ⅱといたしました。「あらゆる暴力の防止」に変更したのは、(2)に「セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み」があるため、「あらゆる暴力の防止」に変更しました。

また、「3. 生涯を通じた男女の健康支援」の主要施策(1)「互いの性の尊重」として、健康支援の言葉を取りました。(1)は性の尊重についての啓発の施策を展開することと、(2)の「性差や年代に応じた健康支援」で、「支援」という言葉がありましたので、各世代への健康支援は(2)のほうで展開していくことといたしました。

続きまして、目標Ⅲ「働く場における男女共同参画と、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」。こちらは変更がなく、そのまま目標Ⅲです。ただ、目標及び施策の方向についての変更はありませんが、主要施策に男女共同参画の観点から、前プランの目標Ⅰにありました「施策の方向3」に位置付けていた「(2) 高齢者支援」と「(3) 障害者支援」を仕事と家庭生活の両立支援に内包いたしました。この変更につきましては、「高齢者支援」「障害者支援」という文言は、高齢者や障害者自身への支援という印象を強く与えるものですが、男女共同参画におけるこの分野の推進という観点では、支援による負担軽減という側面が多いため、ワーク・ライフ・バランスの一つとして推し進めることが望ましいと考えられるため変更いたしました。

そして目標Ⅳについてです。新たに「男女共同参画の総合的推進」を目標におきました。男女共同参画の推進の強化を図るということで目標に掲げました。男女共同参画社会の実現に向けた事業は様々な分野に及ぶものです。男女共同参画社会の実現を目指して改めて、総合政策であることを認識し、推進の強化を図っていくという考えのもとです。そして、変更前の目標Ⅰの「2. 政策・方針決定過程への男女の参画」と「3. 地域社会への男女の参画」、そして体系の目標に入っていなかった「計

画の推進」を目標の中へ入れ、さらなる推進を図るものを集めました。

1. 「政策・方針決定過程への男女の参画」は、(1) 政策・方針決定参画の拡大、(2) 人材育成と活用の促進としました。前プランに「市政への男女共同参画」というのがございましたが、それを「人材育成と活用の促進」にいたしました。市政への参画の推進を図るため、行政への理解を深めるための学習機会等を提供して人材育成を行っていくという考えから、「人材育成と活用の促進」と変更いたしました。

また、2. 「地域社会への男女の参画」については、前プランでは「市民と行政との協働」の言葉が入っていましたが、基本理念の市民と行政との協働については、全てに及んでいるとの説明のもと、この箇所のみ入れると、ここでしか取り組まない体系として見えてしまうため、あえてはずしました。前回の審議でも施策の方向に入れるとの意見もございましたが、基本理念は、このプラン全てに及ぶものとの考えのもと取らせていただきました。

3. 「計画の推進」の主要施策(1)に「市民との協働による計画の推進」、(2)に「庁内推進体制の充実及び関係機関との連携」としました。男女共同参画プランの推進は、行政による取り組みだけではなく市民、NPO等の市民団体などの地域社会全体の協力が必要です。男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するためにも、庁内推進体制を充実させ、関係機関と連携を図り取り組んでいくことが必要と考えたものです。「計画の推進」は、現プランでは目標の外に立ててありました。行政で推進体制を組んで進めていくとの考えと思われます。しかし、最近の区市町村の計画などを参考にしますと、市民との協働、連携のもと推進を行っていくということで、目標の中に入れて取り組んでおります。このことも参考といたしました。

目標Ⅳにつきましても、新プランは10年の計画です。現プランでの10年間取り組んできました成果もありますが、まだまだ残された課題もございます。今後10年間の更なる男女共同参画の推進へ向けて、「男女共同参画の総合的推進」を掲げました。以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。資料2がこちらの審議会でやっていたものですが、それを資料1のように変更したいということです。こちらが主体であるということで、この審議会に諮るとということです。特に目標のところでは従来のⅠとⅡだったものを併せて、Ⅰの後半部分の「社会づくり」をⅣにもってきて、そこで「男女共同参画の総合的推進」という形にするという話のようです。ⅡとⅢは順番を入れ替えたということですが、これはあまりいじっていないという形になっています。そして、目標の変更に伴って、施策の方向がそれぞれ変わっていったというようなことがあります。さらに主要施策に関しても、それぞれ微調整があったということです。

一番大きなところとしては、従来は「市役所がやるものである」というように飛び出してあった「計画の推進」を、中に入れたところだと思います。これは「市民がするものだ」というスタンスなのかなと見ておりましたが、これについては審議をしていきたいと思います。

分けにくいという感じはするのですが、まず目標の変更のところから進めていきたいと思います。ご意見がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがですか。

○委員

これを見ながら、すごく悩んでしまいました。悩みながらも、今までの経過を見て、また今の説明

を聞いて、ある程度納得ができてきて、少しすっきりしてきたところもあります。それと、目標のほうではないのですが、言葉をカットしてしまうと何を言っているのかわからないところもありました。目標をすっきりさせたのはいいと思いますが、私としては、順番はⅠの次がⅢで、その次がⅡで、その次がⅣかなと思っていたのですが、そこはあまりこだわるところではないように思います。目標は「計画の推進」を中に入れて、似たような内容を統合したというところでは、わかりやすくなったと感じました。

○会長

ありがとうございます。順番的には、ⅡとⅢは前の順番のほうがしっくりくるように思うが、でも、こだわるところではないという話のようです。

○委員

私も同じ意見なのですが、非常に良くなっていると思いました。もし、上から重要なものというような捉え方で目標をおいていくのであれば、2番目にいきなり「配偶者等からの暴力」をおくよりも、「働く場における男女共同参画」を、もっと上にしたほうがいいのではないかと思います。

○会長

やはり、ⅡとⅢがチェンジしたほうがいいのではないかというような感じですね。

○委員

このようにⅠからⅣに目標を立てていくときに、やはり重要性の順番というのはあるのでしょうか。あるとしたら、私もワーク・ライフ・バランスがⅡだなと思います。ⅠとⅡが比較的人権のことで共通だと思うと、目標としてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳが同じ重さだったら、その順番でも別にいいのかなとも思ったりして悩んでいます。「男女共同参画の総合的推進」のところに、行政との協働がきちんとうまく入っていくとすれば、このまとめ方はいいのかなと思います。

○委員

私はⅣを別立てにしたのはいいと思います。前もそうだったのですが、考えていくと、新しいプランのⅠとⅡが同じようなところにいつてしまうのではないかという気がします。「人権の尊重」と「配偶者等からの暴力防止云々」というのは、ある意味では同義語になってしまうのではないかというのは、前から感じていました。これがちょっと引っかかります。その他はこれでいいと思います。

○委員

Ⅳ「男女共同参画の総合的推進」の部分は、すごくわかりやすくなっていると思います。それから、ワーク・ライフ・バランスとその位置関係の部分ですが、配偶者の暴力よりは上かなと、私も思います。やはり順番を考えるとすると、位置関係も考えなければいけないように思います。

○委員

私も今までの皆さんのご意見と全く同じです。この目標Ⅳのところは非常に上手にすっきりまとまったという感じがしています。それと、やはり目標ⅡとⅢは入れ替えたほうが、すっきりするように思います。

○委員

私もやはり資料1を見たときに、2番にこれがくるということは、昭島市というのは暴力を受けている人が多いのかなと思いました。私は市のことは詳しくわからないので、そういうふう思ったのです。でも、人生で暴力を全く受けない人のほうが大半なのだから、こんなに上にもってこなくても

いいのではないかと思います。暴力の多い市だということをアピールするような気がしました。

それと、「市民と行政との協働」という言葉も全くいらないように思います。今年などは「国民読書年」で、「じゃあ、読もう。」というキャッチフレーズがあるように、もっと何か平らな言葉で、いきなり「国民読書年」という言葉が頭に入ってしまうととっつきにくくて、「もう読むのはやめよう」というようなことになってしまうからです。やはり基本に心の根底にあってやっていることなので、あえてこの言葉を入れなくてもいいのではないかと思います。その2点をすごく思いました。

○委員

配偶者からの暴力の問題は、最初の中から突出していて、なぜ目標に掲げられるのだろうという思いがずっとありました。委員がおっしゃったように、人権の問題だから目標にあげないで施策の方向の中でうたわれたほうがいいのかなというのとはちょっと感じました。

○委員

変更された目標はとてもいいと思います。配偶者等からの暴力ですが、私の中ではワーク・ライフ・バランスのほうが上かなと思います。今は他の地域のプランを見ても、DVの問題というのは結構上のほうにきていて、注目度が高いように思いますので、どちらが上にきてもいいと思いますし、目標にあることも悪くないと思います。

○会長

目標にあっても悪くないのではないかと思います。

○副会長

私もこれを拝見して、すごく整理されていて、わかりやすくなった、きれいになったと思いました。多分、理解としますと、ⅠとⅡは似ていますが区別される問題もあって、Ⅰのほうは教育とか意識の問題で、本人とかそういう人たちにどういうふうな形で教育して意識を高めていくかという問題だと思います。Ⅱのほうは、どちらかと言いますと、外的なものによってコントロールされるようなもので、例えば医療的な問題であるとか、法的な問題とか、意識の部分がちょっと違う問題も含まれているかなというふうに思いました。だから、それに従って分けられているのかなと思ったのです。Ⅲのほうは多分、生活とか経済とか、そういったものを意図するような問題で、それを推進していく。そういうふうに見ると、分け方としてはかなりクリアかなと思います。皆様方のご意見もありますので、その辺は言わせていただこうかなと思いました。

○会長

ありがとうございます。皆様のご意見の中で、ⅡとⅢの位置の問題と、それからDVと人権は一緒にするのかというようなニュアンスのことを、2、3の方がおっしゃっていました。だいたいこの線はいいなというような受け止め方だったと思います。ⅡとⅢの位置付け、Ⅱを出すということに関して事務局はいかがですか。

○事務局

最初の目標のⅡ「配偶者等からの暴力の防止」は、前回に目標に挙げた時にもご説明したのですが、平成20年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、国によって基本的な計画を区市町村でも策定する努力が定められました。そして、DV対策の強化も求められていることから目標の1つと挙げさせていただきました。

今の体系ですが、「男女共同参画都市宣言」の中から順番に、人権・男女平等、それから暴力、そし

てワーク・ライフ・バランス、それから、あらゆるところへの総合的推進というように考えました。ただ、この順番につきましては、皆様のご意見で対応したいと思います。

○会長

一応、この「配偶者等からの暴力」をⅡにおくかどうかは別問題として、このⅡ的な目標というのは見えるようにしておきたいということのようです。この辺はご了承いただけますか。その次の段階として、人権とDVを一緒にするかというような話もあるのですが、この辺のことはしなくていいのですか。DVが見えるようにするということだと、人権と一緒にしないほうが見えやすいのかなということと、男女共同参画宣言に出ているということもあるというので、この辺もよろしいでしょうか。

○会長

そういうことになりますと、あとはⅡとⅢの位置という点ですが、これについてはいかがですか。多くの方がⅡとⅢを入れ替えたほうがいいのではないかなというような話になっています。多分、事務局としては人権に引っ張られてDVがきたのだと思うのですが、そこまでDVを出すことはないよというご意見もありました。前回は最初は上のほうにあったのを下にもってきたのだと思いますが、やはりDVがこの辺にあるのかということもありまして、この点もいかがでしょうか。

○委員

人権との係わりからすると順番的にこれがつながっているの、位置関係はこうなるのかなと思うのですが、こんなに上なのかなという思いもあるということだと思います。ただ、人権としてつなげていくと、この位置になってしまうのかもしれない。

○会長

いかがですか。

○委員

皆さんの議論を聞きながら、もしかしたらDVの問題もきちんと取り組むということが大事かもしれないなと思いました。私の今の生活や、若い方たちのこととかいろいろ考えると、ワーク・ライフ・バランスを推進するほうが上かなと思います。でも、大変なことに向き合っている人たちに対して思いを寄せていくことになると、やはり人権、そしてDVという順番も正当かなというふうにも思います。何の根拠もないのですが、私個人としてはそうなのかもしれないと思います。

○会長

上のほうにあってという話もあったのですが、委員さんもおっしゃっていたように、他の自治体も結構上のほうにのせているというニュアンスもありますね。

○委員

目標というと、やはりどうしても優先度の高いものから順番になっているという一般的な通念というものがある。だから上にあると、ニュアンス的にこれはとても重要な課題なのだというようなイメージがあるということだけなので、主観的な問題かもしれません。

○会長

上から順番に読んでいきますから、そう見えてしまうかもしれません。

○委員

私も非常にたくさんの資料を見せていただいて、DVの問題はいろんなところから出てきていますが、最後のほうにもってきているところもあります。だから、それはそれぞれの自治体で考えればいい間

題かなと思います。

○会長

そうなのですけども、どうでしょうかということですね。

○委員

最初に言ったように、印象としてはそんなふうに思ったけれども、そんなにこだわらなくてもいいと思います。

○会長

こだわらなくていいというようなお話になってきました。多分、多くの方の賛成は得られたと思いますので、多少の文言の修正等はあるかもしれないけども、一応目標に関してはこの順番でいくというところで、よろしいでしょうか。

○会長

では施策の方向に対してですが、Ⅰの目標に対して3つ、Ⅱの目標に対しても3つ、あとⅢに対しては2つ、Ⅳに対しては3つというふうにそれぞれ出ております。目標を入れ替えたことで、入れ替えた部分と、それから変えた部分というのが少しあります。施策の方向の部分に関して、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

Ⅱの1「配偶者等からの暴力」だったのを、「あらゆる暴力の防止」としたのは、あとの主要施策に「セクシャル・ハラスメント」を入れるのでというような話がありました。「配偶者等から」としないで、「あらゆる暴力」としたほうがいいたろうということでしたが、それはそうかなというふうに聞いておりました。それ以外のところに関してですが、Ⅰの目標に対して3つ用意されております施策の方向はあまり変わっていません。「男女平等意識の醸成」も、「男女平等教育・学習の推進」も、そのまま入っているというところで、このⅠの目標に関してはいかがですか。特にご意見はありませんか。

○委員

人権の尊重と男女平等というのが並列だけれども、本当は人権の尊重に基づくところが正しいのではないかと思います。概念としたら人権の尊重のほうが上だろうと思うので、それに基づく男女平等というほうが正確ではないかと考えるのですが。

○会長

「男女共同参画都市宣言」はどういうふうになっているのでしょうか。読んでみてください。

○事務局

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を發揮し 様々な分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地域環境を守り 男女がともに支えあう平和なまちをめざします

以上です。

○会長

人権のところ、基づくということではないですね。

○事務局

担当が読み上げましたように、宣言のほうは5つ出しておりまして、一つは、お互いを認めて一人ひとりが尊重されるまちをめざしますと、いわゆる人権のことです。それから次に、一人ひとりが自立して男女が平等なまちをめざしますということで、このところは並列の関係で、宣言としては別個の項目でもっています。それからもう一つは、これらの宣言、それから憲法・法律、その他諸々によりまして、基本理念をご審議いただいたときも、上にありますように「人権の尊重」と「男女平等意識の形成」という形で一応分けたという経過もありますので、案としては、目標は並列でしております。確かに、人権尊重に基づくという考えもあるかと思えますけども、体系案に落とし込むときは、並列の扱いをさせていただいたということです。

○会長

今の人権の尊重に基づくというように入れ込むかどうかというところで、ご意見をいただきたいと思えます。いかがですか。

○委員

男女平等については人権尊重の中の一つの項目ではあるわけです。人権という大きな括りの中の一つという捉え方ですと、並列ではないというのは、委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

○会長

そういうふうにもっていくかという問題ですね。

○委員

ただ、男女共同参画というところで、あえて並列に出しているのかなと思います。他の人権の課題とは別に、あえて出しているわけです。

○会長

そういうふうにもっていくかという問題ですね。

○委員

あまりこだわらなくていいです。基本的には日本国憲法が一番のもとになっていて、男女共同参画ができたのでしょ。日本国憲法に男女平等というのは書いていないわけです。基本的人権としかうたっていない。だから、概念としたら、人権が一番最上位概念でなければおかしいわけです。それに基づく男女平等がうまくいっていないのだから。本来は並列ではないはずで、人権の尊重の一言で済むはず。こだわるとこだわってしまうから、並列にしてもいいと思います。

○事務局

先ほど基本理念の話をして、今、委員さんから憲法の話がありました。基本理念は憲法に基づいているのですが、憲法の中で法の下での平等というところで、その中の一つとして性別とかいろいろあります。そこで基本的人権の11条と、法の下での平等の14条というのが分かれています。そういった意識から基本理念を分けさせていただいて、今までの体系図ができていうところ。もともと並列だという考えではないのですが、体系の在り方としては、そういうところから提案させていただいているというのが実情です。少し区別をしているという感じです。

○会長

ありがとうございます。ご提案の方もそんなにこだわることはないということです、今はこの線でいきたいと思います。それでよろしいですね。

○会長

それ以外に施策の方向のところ、何かありますか。文言としても何かを付け加えたほうがいいのかというようなことはありますか。大きく変わっているところがⅠと、Ⅳの目標のところ移動している部分があるということです。

○委員

例えば、今の学校教育の場では、男女平等の意識というのがものすごく高いです。むしろ今は、いじめとかの人権が問題になっています。それが引っかかってきて、今のところに行くわけです。今の教育で力を入れなければいけないのは、男女平等よりも、むしろ人権ではないかと。いじめとかの問題のほうが大きくなっているから、人権のほうが重要だよと、僕は言いたくなるわけです。

○会長

そういう人権問題は確かに重要ですけども。

○副会長

実は私は逆に考えています。これは「男女共同参画プラン」なので、大きな人権にまで触れるというのは、すごくこだわっていました。このプランの中で男女平等に触れないというのは、やはりまずいと思います。さらに言うと、その根底にある人権というものに着眼したということは、このプランがより深いところまで視野をもちつつあるということを示している。今おっしゃった、いじめの問題とかです。多分、いじめの問題は別のプランがあると思いますから、そのプランのほうに依存せざるを得ないと思いますが、そういったところにつながるような可能性をもっているという意味です。それがまず上位にあって、さらに男女平等の意識というものを重点化するのはよということです。これで筋は通っているのかなと思います。

○委員

市民意識調査を見ると、教育の場というのは男女平等の意識が一番高いです。現実には、男女平等よりも、いじめとかのほうの問題になっているのではないですか。表面上を拾うのであれば、これで結構です。別に何も言いません。ただ、現状を考えたら、小中学校の教育の場においては、むしろ人権の問題のほうが大きくなっています。それが現実だということです。

○副会長

男女平等も意識としては定着していると言われてはいますが、現実には問題が残っています。例えば、いじめの問題もアンケートを取ると「いじめはよくない」と全員答えるわけです。意識としては通徹されているわけです。でもやはり現実はいじめの問題はある。そういう意味で言うと、その部分の資質が下がるのではなくて、どちらも大事です。要は概念的に上位か下位かということだけだと思います。例えば哲学や論理学の話ならともかく、ここは行政の施策の問題です。行政の施策の問題でいくと、まず今回の私たちのプランに担われているところでは、人権も尊重しなくてはいけないし、男女平等も尊重しなくてはいけない。おっしゃっているいじめの問題は、それを担当すべきプランがあるはずで

○委員

そうではなくて、例えば「学校教育の場における男女平等教育・学習の推進」とありますが、ここに人権の文言を入れるのはいけないのですか、ということです。

○会長

主要施策についてはまたあとで考えたいと思います。今のことについて何かご意見はありますか。

○会長

施策の方向に関しては、今のところこのままでご理解いただけたいと思います。

そして、主要施策のほうは、以前とそんなに変わっているわけではないのですが、所々変わっているところがあります。「男女平等意識の醸成」でも、「啓発」という言葉に変えたとか、「メディア・リテラシーの向上」を「メディアにおける男女平等意識の形成」に変えたというようなことが入ってきております。そして、3番目のところはそれぞれの「場における」というのを入れたということが変わってきています。そして配偶者その他のところはそんなに変わっていません。IVのところ、人材育成のところは変わっていますね。

○事務局

「生活安定と自立支援」のところで、「高齢者支援」と「障害者支援」の言葉を除きました。

○会長

前プランのIの3の(2)「高齢者支援」と(3)「障害者支援」がなくなっているということですが、その辺について事務局としては何かございますか。

○事務局

「高齢者支援」と「障害者支援」を、Ⅲ「ワーク・ライフ・バランス」の中の2「仕事と家庭生活の両立支援」の(2)「生活安定と自立支援」の中に入れ込みました。この変更につきましては、高齢者支援、障害者支援という分野は、高齢者や障害者自身への支援という印象を強く与えるものです。男女共同参画における、この分野の推進という視点では、支援による負担軽減という側面も大きいいため、ワーク・ライフ・バランスの一つとして推し進めるのが望ましいと考えられるため変更いたしました。例えば、家庭生活の両立支援などでは、家事・仕事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的な役割分担意識などが根強く残っているため、就労を諦める女性も少なくないというような現状がある中で、そういった側面を支えていくと捉えて、この「生活安定と自立支援」のほうに入れ込みました。

高齢者支援や障害者支援に関しては、市でそれぞれ別々の計画というものがございますので、支援体制はそちらの計画のほうでしていただいて、今回の男女共同参画については、「ワーク・ライフ・バランス」の中の「仕事と家庭生活の両立支援」の中に入れ込んだという形で変更いたしました。また、皆様のご意見によって、別に立てるということもできます。ただ、そういった考えのもと変更いたしました。

○会長

そして代わりに、この「国際的取り組みとの協調」というのを入れたということですか。

○事務局

前のプランでは、Iの1の(2)「国際社会への対応」というのがありまして、こちらで平和と在留している外国人への支援ということを考えました。新プランの上から2番目の(2)「多文化共生社会

の場での男女共同参画の推進」のところで、例えば在留外国人に対する偏見とかをなくして支援していこうということで、人権のほうに入れまして、平和に関することは「国際的取り組みとの協調」のほうに入れさせていただきました。ですから、「国際社会への対応」の中では示されていなかったのですが、こちらで施策事業として考えていたものを分けたという形になります。

○会長

前々から高齢者支援、障害者支援については他のプランがあるというところはあったのですが、何となく引きずっていた。それを今度ははっきりいったという感じのようです。いかがですか。

○委員

それを言うと、子育て支援もそうですね。子育て支援も別枠で施策がありますね。

○会長

そういう意味では、そちらだけ残しているということですね。

○事務局

子育てに関しましては、差をつけて申し訳ないのですが、男性の子育ての参画とか、地域で子育てを支援するなど、施策の展開が男女共同で参画していくものが大きいかなと考えますので、子育て支援は主要施策として置かせていただきました。

○会長

そういうことのようにです。

○委員

前の説明では、高齢者や障害者の支援というのは別にあるので、こうしますよということでした。その形からいうと、子育て支援は他の計画にないから入れたというように聞こえます。

○会長

そういうことではないですね。

○委員

そうすると、先ほど指摘されたように、ではなぜここだけ分けるのですかということになります。

○委員

「生活安定と自立支援」という表現だけだと、何を言いたいのが伝わってこない。説明を聞けば、「ああ、そういうことなのか」とわかるのですが、この文章だけ読むと、どういうことを言っているのだろうと思ってしまいます。

○会長

いかがですか。

○委員

子育て支援は抜いてほしくないです。つながっていると思うので。

○会長

高齢者支援、障害者支援を抜くことはどうなのだろうということですね。いかがですか。

○委員

私も今の委員の意見と同じで、なぜそう思うのかはわからないのですが、子育て支援と一緒にしてしまうのはすぐわかない感じがします。理論的に言えば、確かに生活のバランスという点では全て一緒なのですが。障害をもった方が少ない数だから、それでいいと思うわけでもないし、高齢者の課題だ

って非常に大きいわけですから。確かに障害者や高齢者のことが「生活安定や自立支援」という言葉の中ではわかりにくいので、それを皆さんでご検討いただけたらいいかなと思いました。でも、子育て支援は別立てのほうがいいと思います。

○副会長

私が邪推するに、それぞれの割合でということ、比重の問題だと思います。例えば、今回のプランの中で高齢者支援や障害者支援の問題というのは、そのメインの担い手が女性に押し付けられてしまっているという特定の部分にあります。多分それは他のプランが担当すると思うのですが、様々な問題がある中で、この部分は大事で、でもこの部分は裏を返しますと、例えば、自己実現ができないとか、柔軟な働き方ができないとか、ある意味で、生活安定とか自立支援の問題とまさにワーク・ライフ・バランス。多分そういう意味でまとめたのかなというふうに思います。子育ての支援というのは、今回のプランの中でも根幹中の根幹になっていて、男女が共同してやるという部分の、一つの重要な柱になってしまうので、その部分は分けて考えたほうがいだろうということです。

○会長

「生活安定と自立支援」の中に、弱者支援が女性に押し付けられているというようなニュアンスがもっと見えてくればいいということですか。

○委員

年代によって違うでしょう。若い年代の人は子育てがものすごく重要だとなるけれども、40代とかの年齢の女性になると、介護のほうが大きくなると思います。

○委員

子育ての時期より介護の時期のほうが長いですからね。

○会長

だから、「生活安定と自立支援」みたいな言葉でくくられてしまうのはちょっとという意味ですか。

○委員

もう少しわかりやすい表現のほうがいいかなと思います。どういうことを言いたいのかというのが、この言葉だけではちょっと伝わらないと思います。

○会長

何かいいアイデアはありませんか。ここですることになっているなというのはわかる。そして、子育て支援は一本立てでいいかなということですが、障害者とか高齢者に対しての対応ですね。それが女性に押し付けられている。そうならないようにというような意味ですが、何かありませんか。

○委員

先ほどは、なぜこれは並列にまとめてはいけないと言ったのですか。例えば、子育て、高齢者、障害者支援とするとまずいのですか。

○会長

子育てというのは別枠かなというニュアンスがありました。

○委員

別枠かなというニュアンスではなくて、論理的に別枠なのですか。

○副会長

論理というか、重要度ですね。別に論理は問われていないので。

○委員

では、重要度が子育てのほうが重要で、介護は重要ではないということですか。

○副会長

このプランに関してはということです。

○会長

高齢者などに対しては、国や自治体の支援は、比重的にも予算的にも子育て支援より高いということとはあります。

○委員

それは制度の問題で、例えば介護保険制度とか障害者自立支援法に基づく様々な制度はあっても、在宅なり施設なりで実際に介護を担うのは、やはり女性の比率が圧倒的に多いです。そののところが表現されていると、より伝わるのかなという思いがあります。

○会長

子育てと高齢者と障害者を並列に並べると、それはちょっとと思います。やはり、男女共同参画プランでは、子育ては一本立ちかなという気がします。

○委員

M字カーブなんていうのはそうですね。だけど、Mの後ろのほうになったらほとんど介護でしょう。例えば、昭島市は民生費の中でも児童の予算が一番多いです。介護なんかよりも多いです。子どもに対しては、この市はものすごく暖かいです。その点では昭島市は非常に良い市だと思います。

○委員

私は横浜から昭島に来ましたが、働きたくても働けない現状みたいなものというのは変わらなかったです。もっとあってもいいかなと思います。

○委員

国の方針でも、だんだん在宅介護に移行しています。今後10年間を考えたら、施設介護よりも、間違いなく在宅介護のほうが増えていきます。そうすると、そちらのほうが重要度としたら大きくなるかもしれない。今の時点ではそうかもしれないけれども、どんどん施設介護を減らしています。

○事務局

やはり、男女共同参画を言うときに、子育てが別に出てくるというのは、皆さんがよく目にするM字曲線の、子育ての時に仕事から離れた人が再就職するのが難しいという部分の問題は、どうしても切り離すことができないということもあります。事務局のほうではそこを含めた考えとして、とりあえず子育ては子育てとして別に就労施策として出したいということです。

確かにご指摘にありましたように、「生活安定と自立支援」の中ではどんなことを言っているのか意図が読めないというのは納得がいきますが、決して子育てだけを考えているわけではありません。子育てに関しても、また障害者や高齢者の介護においても、女性だけというのはなくて、やはり男女共同参画プランですから、ワーク・ライフ・バランスを考えていくうえで男女がうまくいけるようにということで、並列して考えています。子育ては子育てでとりあえず置いて、その下の部分で、その他の介護等を同レベルの並列という形でうまく表現できれば一番いいのかなというふうに思います。もし、良いアイデアがあれば、意見としていただけると大変助かります。

○会長

皆さん納得していらっしゃるようですが、いかがでしょうか。多分、介護でしてくれるかなと思うのですが。

○委員

高齢者あるいは障害者を支援するのではなくて、介護する人を支援するということになるのではないかと思います。

○会長

だから、前の高齢者支援、障害者支援だと、ちょっとニュアンスが違うというのがあります。むしろ二つを併せて介護者支援みたいな感じですね。何か良い言葉があればお願いします。いかがでしょうか、何かいい言葉はないですか。

○委員

難しいですけども。家庭内における介護体制の支援、というようなことでしょうか。介護だけではないかもしれませんが、家庭における介護などに対して支援をしようということですね。

○会長

家庭内における介護支援ということですね。それだけに限らないのかもしれないけれども、そこは今、問題になっているということで、そういうふうに変化してみようということですね。

○委員

いい言葉は浮かびませんが、今のような表現が比較的わかりやすいかなという気がします。

○会長

では、ひとまず家庭内における介護支援みたいなことをここに置いておく。Ⅲの目標の2の「仕事と家庭生活の両立支援」の(2)について、家庭内における介護支援みたいなことを少し入れておくということですね。

○副会長

両性の平等な介護の担い手になりますね。介護を両性が共同でやるという話を入れたほうがいいと思います。介護への両性の共同の取り組みという感じでもいいかなと思います。家庭というキーワードは許されるのかどうかというのがあります。

○会長

介護への両性共同の取り組み。それは共同参画の共同でよろしいですね。

○副会長

そういうことです。

○事務局

今日のところは施策の方向における主要施策についてご審議をいただいております。これから先になりますけども、各目標ごとに横軸のところではいろんな施策も踏まえてご審議いただく予定になっています。その時点までに、本日のご意見も踏まえた中で、コンサルタント業者とも検討しまして、改めて表現等についてはご提案をさせていただきたいと思います。

○会長

第Ⅲ目標の2の両立支援の(2)に関しては、一応決着ということではよろしいですか。一応、今日の段階では、目標と施策の方向が固まっていればよろしいですか。

○事務局

ある程度固まっていればいいと思います。

○会長

この主要施策に関しては、まだ微調整があるわけですね。

○事務局

これから改めて施策をご提案していくと、また変わってくる可能性もあると思います。また、この表現ではちょっとということもあろうかと思います。それはまた次回以降でいいと思います。今日はイメージとして、主要施策はこんな感じというところでのご審議を賜りたいと思います。

○会長

先ほど具体的な主要施策になったら話し合うということだったと思うのですが、何かございますか。

○委員

男女平等のところですが。一番課題になっているのは、大人になった時の男女平等だと思います。学校の中ではみんな平等意識もあるし指導もしているけれども、結局、大きくなって社会に出たときに、学校の中で教育されたことが形に残ってこないという部分が一番大きな課題なのだろうと思います。そこのところを学習の推進にどう位置付けるか。教育の現場ではそこそこできていることが、大人になったときのキャリア教育の中でも、男女平等という部分をかなり取り上げていかなければいけないように思います。その辺のところがとても難しいと思っているところです。ここでどのように施策が展開されるかによろと思います。

○会長

今おっしゃったのは、目標Ⅰの3の「男女平等教育・学習の推進」の(3)の「家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進」のところですね。

○委員

学校からここにどうつなげていくかという部分です。そうすると学校教育というのは、どこまでをいうのでしょうか。小学校・中学校・高校・大学をいうのでしょうか。どこまでが入るのかなと思ったところです。

○会長

(3)のところは、いわゆる社会教育・生涯学習のところなのでしょうけれども、ここのところはどうつなげていくか。それは具体的な施策としてということですね。他に何かございますか。

一応ここは8時までということになっているようですので、あと15分ぐらいですが。

今までのところで、目標、施策の方向はこのぐらいでいいかなというところと、主要施策の「生活安定と自立支援」のところ、もう少し介護支援が見えるような文言に変えたらというような話が出ました。今日は目標、施策の方向についてはこれで決めたということになります。それ以外で審議しておいたほうがいいのではないかとかがございましたら、出していただきたいと思います。

○委員

Ⅳの2「地域社会への男女の参画」の施策の方向で、「国際的取り組みとの協調」の説明で、平和云々をここに入れ込んだというような説明だったと思うのですが、よくわからなかったもので、もう一度お願いできますか。

○事務局

現プランでいきますと、男女共同社会の実現には平和な社会というのが基礎となっているということで、平和に対する理解を深めていただくということと、国際理解の推進です。男女共同参画社会の世界の動向を見ていくということも入っております。

○会長

その3点を入れていると。前のプランの平和と国際理解の推進、そして世界の動向を見るということですね。よろしいですか。

○委員

協調というのはどういう意味ですか。

○副会長

具体例が何か一つあれば、それでもいいと思います。こんなことをイメージしていますとか。

○事務局

現プランでいきますと、国際理解を深めるための講座等の実施などがあります。それから、小中学校における国際理解の学習の推進等と、国際交流を進める市民への支援や国際支援活動に関する情報提供というようなものがあります。そのような方向を考えています。

○会長

国際的取り組みへの対応になるのでしょうかね。

○事務局

ここのところも検討させていただきます。

○会長

他に何かございますか。

○委員

主要施策の中で考えてほしいのですが、家事負担の男女平等化というのは入らないでしょうか。

○会長

「仕事と家庭生活の両立支援」のところに、もう一本入れてもいいという感じはありますね。

○副会長

一番大事なことですね。

○会長

今のところはよろしいですか。例えばⅢの目標の2「仕事と家庭の両立支援」のところに、家事負担のことを入れたらどうかということです。これも先ほどの両性共同の取り組みになるかと思うのですが、いかがですか。

○副会長

主要施策のさらに下のカテゴリーというか、それを具体化するのに出てくるかもしれません。

○委員

僕はそれを考えたのです。でも、これを見ていくと、子育て支援と介護支援の2つしかないから、出てくるのかなという気がしました。

○会長

介護にってしまったのでということですね。

○委員

その中に入ってくるかという、入ってこないかもしれないと思ったのです。

○委員

でも、上のほうのワーク・ライフ・バランスで、働く時間を男女平等にということを推進していく結果として、家庭にいる時間が同じになれば、入ってくるのかなという気がします。

○副会長

そうですね。上のほうにも関係してくることでですね。

○会長

(2)の「ワーク・ライフ・バランス」のところですね。

○委員

残業が多いのは男性ですからね。

○委員

そこが充実してくれば、家事も平等になってくるのではないかと思います。

○副会長

やはり横軸の話になるかもしれないので、動かさないということ。

○事務局

先ほど、障害者・高齢者の介護のご議論もありましたけれども、そこと合わせた場所という形で、どこに設けるかというのがあります。この下の具体的施策をいろいろ検討してご提案をする中で、どいう形で盛り込めるのかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○会長

今、委員がおっしゃったのは、むしろ1の「働く男女の就労環境の整備」のところの(2)「ワーク・ライフ・バランスを実現させるための支援」のところに、家事というようなことも入れられないかということですね。

○事務局

どちらにしても、そういう説明は入れるようになると思いますので、どこに入れていくかということころだと思います。

○会長

あとはよろしいですか。

○委員

先ほど委員のほうから出たと思うのですが。学校教育が終わったあとの地域におけるところはどういう問題で、例えば、社会的な環境というような問題は、今度はどこに網羅されるのですか。なかなか意識が進まないというのは、そういったところだと思います。

○会長

そこですね。今の委員さんのおっしゃったのだと、目標Iの2の「男女平等意識の醸成」のところ、(1)の「男女共同参画に関する啓発」のところですかですね。

○副会長

Iの3の(3)ですね。

○会長

そうですね、こちらと両方ですね。あとはよろしいですか。

○委員

先ほど指標を調査したと思いますが。今の考えだと、指標はどこに入れようとしているのですか。どこに対する指標を考えているのですか。

○事務局

今日は一応指標をお示しさせていただきました。この間の審議会でも、その場所についてとか、主要な施策に全部指標をつけたほうがいいのではないかと、いろいろご議論いただいたところです。今日は資料をご配布させていただき、今のところ他市の自治体の指標にはこんなものがありますということで参考にしていただければと思います。また、指標が決定すると、当然、今私どもが現状値もっているかどうかということにもなってきますので、その辺のところは以降のご審議で検討していただきたいと思います。位置的には、これまでご審議があった主要施策のところへおくのか、あるいは、ここで指標がおけない主要施策があるとすると、施策の方向のところへ複数個おくのか、それもこのあとのご議論でお願いできればと思います。今のところ念頭にあるのは、目標のところではなくて、施策の方向か主要施策のあたりかなと考えています。これも次回以降ご審議いただきたいと思います。

○会長

一応、考えているのは、施策の方向か主要施策のところということですね。そんなにはたくさんおけないだろうと思っております。

それでは、その他でよろしいですか。

○事務局

2. その他ですが。7月10日土曜日に男女共同参画講演会を市役所市民ホールで午後1時から開催を予定しております。講師には東京女子大学教授であります、国広陽子先生にお願いしております。男女共同参画に関する講演会をしていただき、講演会終了後、新プラン策定についての意見交換会を予定しております。その時の意見交換会には、藤原会長と柴田副会長に司会進行をお願いしているところがございますので、委員の皆様にもできれば参加していただければと思います。よろしく申し上げます。

次回第6回の男女共同参画プラン審議会を、6月28日月曜日午後6時半から、こちらの市役所庁議室で予定しております。よろしくお願いたします。以上です。

○副会長

この講演会は皆さんの段階では重要だと思うので、パンフレットなり、関係する資料を次回に配布していただけると助かります。

○事務局

7月10日は午後1時から3時まで講演会で、3時から1時間ぐらいを市民意見交換会としています。

○会長

7月10日意見交換会では、市民の皆さんにこれを発表するということでございますから、こちらのほうとすると、あと1回しかないということですね。次の審議会は6月28日ということでよろしくお願いたします。今日は活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。一応、方向が見

えてきたようで、ほっとしております。あといくつか残っているところは事務局にも考えていただきまして、もう一頑張りしたいと思っております。

○事務局

今日は本当に貴重な時間を大変ありがとうございました。先ほど私ども事務局のほうから、課長が説明したとおり、これまでの4回の審議を踏まえて、事務局案として提案をさせていただきました。これまでにない、これまで以上の活発なご議論の中で、一定の方向性が見出せたことは、私どもにとっても大変ありがたい。後ろのほうに期限が迫っております。パブリックコメントだとか、様々な手続きも進めながら、計画づくりをさせていただかなければいけません。この審議会を中心にしてご議論を頂戴して、市長への答申案を審議会の名のもとにいたさなければいけないという課題もございます。今日の節目の大変重要な会議に、会長あるいは副会長、委員の皆さんに、会議運営にご協力いただき一定の方向性を見出せたことは、大変ありがたいと考えております。これからも引き続いて皆さん方の活発なご意見をいただきながら、私ども事務局としては、皆さんのお手伝いをするという立場で全力で対応していきたいと考えておりますので、これからもぜひともよろしくお願いしたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

○事務局

今日、ご審議いただいたのは施策の方向までということで、主要施策のところについては、今日ご指摘のこともあるのですが、今日の審議を踏まえて、説明文を付けた計画案を作成いたします。これができるのでメールで送付をさせていただきます。次の審議会では、今日のまとめみたいな形になると思いますけども、また何か表現とかがあれば次回の審議会のときにご意見を賜りたいと思います。併せてよろしくお願いいたします。

○会長

第5回男女共同参画プラン審議会を終了いたします。今日はありがとうございました。